

緩和ケア病棟入院料									
精神科救急急性期医療入院料									
精神科急性期治療病棟入院料									
精神科救急・合併症入院料									
児童・思春期精神科入院医療管理料									
精神療養病棟入院料									
認知症治療病棟入院料									
特定一般病棟入院料									
地域移行機能強化病棟入院料									
特定機能病院リハビリテーション病棟入院料									

※ 1つの特定入院料について、複数の届出を行う場合には、全て別に記載すること。

1日平均入院患者数の算出期間 ※1	年 月 日 ~ 年 月 日
平均在院日数の算出期間 ※2	年 月 日 ~ 年 月 日

※1 「1日平均入院患者数」は、直近1年間の数値を用いて、別添2の第2の4に基づき算出すること。

※2 「平均在院日数」の算出期間は、直近3か月間の数値を用いて、別添2の第2の3に基づき算出すること。

【記載上の注意】

- 1 今回の届出に係る病棟に関しては左端の欄に○を記入すること。
- 2 病棟数及び病床数については、「今回の届出」の欄にのみ記載すること。
- 3 「届出区分」の欄は、下表の例により記載すること。

入院基本料	区分等
一般病棟入院基本料	急A, 急B, 急1, 急2, 急3, 急4, 急5, 急6, 地1, 地2, 地3
療養病棟入院基本料	1, 2
結核病棟入院基本料	7対1, 10対1, 13対1, 15対1, 18対1, 20対1
精神病棟入院基本料	急A, 急B, 10対1, 13対1, 15対1, 18対1, 20対1
特定機能病院入院基本料	
一般病棟	A 7対1, A 10対1, B 7対1, B 10対1, C 7対1, C 10対1
結核病棟	A 7対1, A 10対1, A 13対1, A 15対1, B 7対1, B 10対1, B 13対1, B 15対1, C 7対1, C 10対1, C 13対1, C 15対1
精神病棟	A 7対1, A 10対1, A 13対1, A 15対1, B 7対1, B 10対1, B 13対1, B 15対1, C 7対1, C 10対1, C 13対1, C 15対1
専門病院入院基本料	7対1, 10対1, 13対1
障害者施設等入院基本料	7対1, 10対1, 13対1, 15対1

4 特定入院料の区分は下表の例により記載すること。

特定入院料	区分等
救命救急入院料	1, 2
特定集中治療室管理料	1, 2, 3
ハイケアユニット入院医療管理料	1, 2, 注5
新生児特定集中治療室管理料	1, 2
地域包括医療病棟入院料	1, 2
小児入院医療管理料	1, 2, 3, 4, 5
回復期リハビリテーション病棟入院料	1, 2, 3, 4, 5
地域包括ケア病棟入院料	1, 2, 3, 4
地域包括ケア入院医療管理料	1, 2, 3, 4
特殊疾患病棟入院料	1, 2
緩和ケア病棟入院料	1, 2
精神科急性期治療病棟入院料	1, 2
認知症治療病棟入院料	1, 2
特定一般病棟入院料	1, 2

5 栄養管理体制に関する基準（常勤の管理栄養士が1名以上配置されていること）を満たさないが、非常勤の管理栄養士又は常勤の栄養士が1名以上配置されており、入院基本料、特定入院料又は短期滞在手術等基本料の所定点数から1日につき40点減算される対象の保険医療機関である。（いずれか1つに○をすること）

該当する・該当しない

6 療養病棟入院基本料の届出を行う場合にあっては、各病棟の入院患者のうち「基本診療料の施設基準等」の「医療区分三の患者」と「医療区分二の患者」との合計の割合、又は各病棟の入院患者のうち「基本診療料の施設基準等」の「医療区分一」の患者の割合が分かる資料として様式6の2を添付すること。